

私達のプライバシー、個人情報を守るために 顔識別監視カメラシステム問題について意見をだそう

2023年2月4日

角田 富夫（共謀罪 NO！実行委員会）

現在、顔識別カメラシステムをめぐる、個人情報保護委員会の「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）」（以下「有識者検討会報告書（案）」と略）に対する意見公募が行なわれています。締切は7月12日（日）です。

顔識別カメラシステムは市民のプライバシーを侵害する可能性が極めて高く、この導入には多くの問題があります。「有識者検討会報告書（案）」はページ数は多いですが、ぜひ一人でも多くの方が目を通し、意見をだしてください。メディアもこのパブコメに関心があるようで読売、朝日、毎日、東京が取り上げています。

私が、この「有識者検討会報告書（案）」を読み、感じたことは次の通りです。参考になればありがたいです。

結論

- 一、顔識別カメラシステムの照合用データベースへの対象者の登録が、無限定であり、誰もが監視の対象になりかねないという大きな問題をかかえています。
- 二、このシステムのプライバシーの侵害性の高さを考えると、国会での審議に基づく立法が必要と思われます。
- 三、このシステムについては、第三者委員会をつくり、運用などについてチェックしていく必要があります。

理由

まず、顔識別カメラシステムはどういう機能をもつのか、次にこの問題が焦点化した経過をみます。

I、顔識別カメラ問題の焦点化の経過

1、顔識別カメラシステムとは

顔識別カメラシステムとは、目に見えないパパラッチとすることができます。同システムは照合用データベースに登録した人物と、設置されたカメラに撮影された人物が自動照合され、一致した場合、アラートなどがなり、設置者の職員による対応や警察への通報などが行なわれるというものです。

顔識別カメラシステムは、登録された人物を継続的に広範囲に追跡することが可能なもので、欧米などでは公共の場所では使用の規制などがおこなわれはじめています。超監視国家といわれる中国ではこのシステムが積極的に活用されています。

「防犯カメラ」との違い

顔識別カメラと私達がよく聞く「防犯カメラ」との違いは、どこにあるのでしょうか。「防犯カメラ」はカメラに写る個人を「偶発的」に撮影、録画し、一定期間保存し、何も

事件などがなければ、一定期間後に削除されることになっています。テレビドラマで、捜査機関が事件現場やその近くに設置されているカメラをひとつひとつさがしだし、対象者や逃走経路を探し出すシーンがよくでてきますが、それが「防犯カメラ」です。

これに対して、顔識別カメラシステムは、登録されている人物を継続的に広範囲に追跡できます。

2、パブコメのきっかけとなった JR 東日本の顔識別カメラ問題

今回のパブコメの発端は、JR 東日本がこの顔識別カメラシステムを導入したことにはじまります。2021年7月に JR 東日本がこの顔識別式監視カメラシステムを稼働しました。それにつながるカメラの数は8350台です。このシステムがいかに広い空間をカバーしているかわかります。

照合用データベースに登録された対象者は、①指名手配犯 ② JR 東日本で犯罪をおかした仮出所者、出所者、③不審者です。出所者を対象にしたことが機微情報にあたるとしてメディアなどから強い批判をうけ、JR 東日本は登録対象者からはずしましたが、①③については継続しています。

重要なことは、JR 東日本がこのシステムの導入にあたって個人情報保護委員会に相談し、同委員会から Ok をもらっていたことです。業界よりといわれる同委員会らしい対応といえます。

3、「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」

個人情報保護委員会はこの JR 東日本の顔識別カメラ問題に安易な対応をしたことを批判され、重い腰をあげざるをえなくなり、「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会」をつくりました。同委員会は、昨年1月から12月まで7回開かれ、まとめられたのが、今回のパブコメの対象となっている「有識者検討会報告書（案）」です。「有識者検討会報告書（案）」は74ページあります。プライバシー、個人情報に関する裁判などの紹介も多くあり、関心のある方はぜひお読みください。

II、「有識者検討会報告書（案）」について疑問

有識者検討会には、プライバシー、個人情報などに詳しい学者、弁護士が参加しています。検討会の議事録概要を読むと、会議で激しい議論がかわされたのではないかと思います。以下「有識者検討会報告書（案）」への疑問です。

1、対象者の顔識別カメラシステムへの登録が無限定！

照合用データベースへの登録が個人情報取扱事業者の判断に任せられ、無限定です。

それは、2021年から作動している JR 東日本の顔識別カメラシステムをみれば明らかです。当初、照合用データベースには、「指名手配犯」、「出所者」、駅構内の「不審者」が登録の対象とされました。重要なことは「不審者」までもが対象とされたことです。「不審者」とされた人はなにか法律に違反する行為をしたわけではありません。駅構内をウロウロするとかして「不審」な動きをしたということで「不審者」とされたものと思われます。「不審者」とされた人は迷子になった子供や落とした財布などを捜している人かもし

れません。「不審者」とされた人が、事業者の判断で顔識別カメラシステムに登録され、本人に連絡されることもなく、その行動を追跡される、これは恐るべきプライバシー侵害、人権侵害です。

さらに重要なことは、「不審」人物かどうかを決めるのは人ではなく AI（人工知能）です。AI に人の「不審」な行為を学習させ、「不審者」かどうか判断させることになりませんが、誤判断がうまれないという保障はどこにあるのでしょうか。この AI の判断が正しいかどうか第三者が客観的に検証し、判断できるシステムはありません。

今回の報告書からは捜査機関がはずれています。報告書のタイトルが「犯罪の予防と公共の安全」としていることからも明らかなように、このシステムを考えるうえで、捜査機関の同システムの運用の実態を知ることは重要です。

しかし、今回肝心の捜査機関の顔識別カメラシステムについては全くふれられていません。このシステムに最も関心をもっているのは捜査機関です。すでに警視庁は2010年から2014年まで事業者と契約し、その事業者の設置するカメラに写る顔画像と、同庁が所有するテロリストや指名手配犯をデータベースに登録した顔画像を自動照合する非公開運用（2012年8月14日付け東京新聞）をしています。

顔識別カメラシステムのパブコメをおこなうにあたって、捜査機関のそれを抜きにして考えることは問題があります。

2、自分が登録されていることを知るすべはない！

登録にあたって、事業者は本人から同意を取る必要もなく、その通知をすることを義務付けられているわけではありません。登録された人物が何も知らないままにカメラで行動を追跡されることとなります。「指名手配犯」は手配されているため、自分が登録されている可能性が高いと判断できるかもしれませんが、「不審者」として登録された場合は、本人がそのことを知るきっかけがないだけに事態は深刻です。これは、実に重大な問題です。

個人情報保護委員会は、本人が個人情報保護法に基づき開示請求（開示、訂正等、利用停止等の請求）できるから問題ないというような書き方をしていますが、しかし、それは本人が照合用データベースに登録されていることがとわかっている場合いえることです。

3、施設内のカメラ設置に掲示が義務付けられていません

顔識別カメラの設置にあたって、個人情報保護法で「公表・通知」などが義務付けられています。しかし、通行する市民に分かるようにカメラ設置場所での掲示などの告知が義務付けられているわけではありません。

「有識者会議報告書（案）」では、「2 利用目的の特定、通知公表及びその他の個人情報に係る規律」、（3）不適正利用の防止及び適正取得のための態様、「ア カメラにより個人情報が取得されていることの表示」の注54（37ページ）で次のように書かれています。

「外観上カメラであることが明らかであり、個人情報が取得されていることが被撮影者において容易に認識可能な場合は、カメラが作動中であることの掲示等を行わなくとも、法

第 20 条第 1 項の求めは満たしている。他方、顔識別機能付きカメラシステムを利用する場合、外観上カメラであることがわかるか否かにかかわらず、・・・施設内において顔識別機能付きカメラシステムに関する掲示を行うことが望ましい。」と施設内において「掲示を行うことが望ましい。」とされているにすぎません。要するに、掲示義務ではないということです。法 20 条第一項とは個人情報の適正な取得のことです。

この文章の最初の部分は、従来型の防犯カメラについて述べていますが、看過できない問題を含んでいます。「防犯カメラ」は、外観上カメラであることが明らかで、通行人が容易に認識できるときは、カメラが作動していることを掲示しなくてもよいといっていますが、現実ビルなどではカメラの設置は人目につきにくい天井などにあり、本来なら掲示が必要なはずですが、多くにその掲示がありません。上記の文章はこうした現状を容認するものです。

この点は実に重要な問題です。従来の「防犯カメラ」でも顔識別カメラシステムでもその目的は犯罪の予防のほうです。とすれば、カメラが設置されている場所に掲示することこそ、最も効果的な予防措置のほうです。ところが報告書案はそれは義務ではないとしているのです。

4、共同利用についての規定が曖昧であり、無制限に拡大されかねません。

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供は本人の同意なくできないとされていますが、いくつかの例外規定が設けられています。その一つが共同利用です。

「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。」(法 27 条 5 項 3)

この定義は曖昧で、共同利用の範囲が無限定に拡大されかねません。

例えば、交通機関をとってみても、電車を中心とする窃盗グループ情報の共有ということで、JR 東日本と西日本が、いや全国の JR が顔識別カメラネットワークを結ぶことが可能になります。それは、顔識別カメラシステムを有効に使うということになれば必然です。

報告書では「顔特徴データの特徴に鑑み、共同利用するものの範囲は、その範囲を同一業種内に限定したとしても、全国、ある地域全体といった広い範囲で共同利用することが安易に認められるものではない」(47～48 ページ)としているにすぎず、禁止はしていません。この定義の曖昧な状態で同システムが作動するならば、一定の段階で全国的な顔識別カメラシステムのネットワークがつくられかねません。

II、国会での議論を！

国会で 顔識別カメラ、防犯カメラについても、その是非、利用、運用基準などについて議論は

全くされてません。いままで事業者の主導のもと野放し状態でカメラの利用が進められてきたといっ

ても過言ではありません。

プライバシー、個人情報の侵害性の高い顔識別カメラシステムについては、顔データ登録の条件、保存期間、チェック体制、違反した場合の罰則など国会での議論による立法化が必要です。

Ⅲ、第三者委員会の設置を！

昨年から個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政機関等個人情報保護法が統合され一つになりました。今年から自治体の個人情報保護条例もこれに包摂されることとなります。個人情報保護委員会の役割は大きくなりましたが、とても現在の同委員会で全体を掌握、指導することはできません。

顔識別カメラシステムについては、専門家による第三者委員会を設置し、プライバシー、個人情報の侵害がないかチェックしていくことが必要です

以上です。

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）に関する意見募集について

令和5年1月12日
個人情報保護委員会事務局

1 御意見募集対象

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）

2 資料入手方法

(1) e-Govからダウンロード

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1

霞が関コモンゲート西館32階 個人情報保護委員会事務局 宛て

3 御意見提出期限

令和5年2月12日（日）（必着）

4 御意見の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の当該意見募集ページ下部の「意見募集要領（提出先を含む）」にチェックを入れ、「意見入力へ」ボタンをクリックし、意見入力画面にて意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、御提出ください。

御意見を提出する場合、御意見の対象となる箇所（該当ページ、該当行及び該当文章等）を明記してください。

(2) 電子メールを利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入したファイルを添付した上、下記メールアドレス宛てに送付してください。なお、件名は「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）に関する意見提出」としてください。

メールアドレス：g.hourei_atmark_ppc.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には「_atmark_」を「@」に変更してください。

(3) 郵送を利用する場合

別紙意見提出様式に掲げられた事項を記入の上、下記住所に送付してください。

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館32階

個人情報保護委員会事務局（個人情報保護担当） 宛て

封書の場合は、必ず封書表面に「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する

る有識者検討会報告書（案）に関する意見提出」と分かりやすい場所に記入して下さい。

5 留意事項

- (1) 御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は受け付けません。
- (2) 御意見には、氏名（団体の場合は団体名、所属及び担当者名を記入）、住所、電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。これらは、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。
- (3) 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- (4) 今回の御意見募集対象である「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書（案）」以外への御意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6 その他

- (1) 皆様からお寄せいただいた御意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) お寄せいただいた御意見につきましては、「犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会報告書」のとりまとめにおける参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がございます。
- (3) お寄せいただいた個人情報については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。

別紙 意見提出様式

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
御意見	(該当箇所) ページ・ 行目 (御意見) (理由)

※用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

※御意見欄の(該当箇所)については、該当ページ、該当行及び該当文章等を記載してください。